

令和6年

建設文教委員会

9月6日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和6年9月6日

午前11時51分 開会

午後零時39分 閉会

1. 出席委員

委員長	服部 龍一	副委員長	武谷 としお
委員	鈴木 智和	委員	こんどう のぶお
委員	いとう ひろし	委員	鵜飼 貞雄
委員	清水 義昭		
議長	毛 受明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二	庶務担当係長	福田 悦子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	藤井 和久	行政経営部長	小串 真美
教育部長	浅井 俊一	財政課長	浦 倫彰
学校教育課長	秋永 亘正		

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	青木 けんじ	中堀 りゅういち	浅井 たかお
近藤 ひろひで	郷右近 修	林 ゆきひろ	三浦 桂司
月岡 修一	一色 美智子	堀内 ちほ	ふじえ 真理子

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前 11 時 51 分開会

○建設文教委員長（服部龍一議員） ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。また、議会の本会議開催中に休憩をいただきまして、本日、建設文教委員会を開いていただいたことに感謝申し上げます。

本委員会に付託されました案件は3議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

毛受議長。

○議長（毛受明宏議員） 皆さん、お疲れさまです。

建設文教委員会に付託されました議案は3件です。慎重審査、よろしくお願いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

それでは、議案第65号 財産の買入れについて（追認）から議案第67号 財産の買入れ

について（追認）は、関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議ありませんので、議案第65号から議案第67号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第65号から議案第67号までの3議案について、理事者の説明を求めます。

秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） それでは、議案第65号、財産の買入れについて御説明します。

下記のとおり、財産の買入れについて、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものでございます。

1、物品名は、教師用教科書、指導書等です。

納入場所は、豊明市立小学校（唐竹小学校除く8校）です。

買入金額は、2,017万9,848円です。

買入先は、豊明市三崎町中ノ坪2番地5、株式会社福島屋豊明店、豊明店長、福島彦睦でございます。

契約方法は、随意契約でございます。

契約日は、平成27年3月20日でございます。

この案を提出するのは、豊明市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに買入れを行ったため、追認を求める必要があるからでございます。

次に、議案第66号、財産の買入れについて御説明します。

下記のとおり、財産の買入れについて、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものでございます。

1、物品名は、教師用教科書、指導書等です。

納入場所は、豊明市立小学校（唐竹小学校除く8校）です。

買入金額は、3,037万1,979円です。

買入先は、豊明市三崎町中ノ坪2番地5、株式会社福島屋豊明店、豊明店長、福島彦睦でございます。

契約方法は、随意契約です。

6、契約日は、令和2年3月24日です。

この案を提出するのは、豊明市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに買入れを行ったため、追認を求める必要があるからでございます。

次に、議案第67号、財産の買入れについて御説明します。

下記のとおり、財産の買入れについて、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものでございます。

1、物品名は、教師用教科書及び指導書です。

2、納入場所は、豊明小学校外6校です。

3、買入金額は、3,356万3,345円です。

4、買入先は、豊明市三崎町中ノ坪2番地5、株式会社福島屋豊明店、豊明店長、福島彦睦でございます。

5、契約方法は、随意契約でございます。

6、契約日は、令和6年3月19日でございます。

この案を提出するのは、豊明市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに買入れを行っていたため、追認を求める必要があるからでございます。

以上3件の議案につきまして、事務手続の重大な瑕疵により、このような追認の形で議案を提出していただくことになり、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 1点だけ、65から67全部に関連して聞きますが、例えば工事とか製造の請負契約であれば、予定価格が1億5,000万以上は議会の議決が必要ですよと。また、物品のこういった財産の取得に関しては予定価格の2,000万円以上であれば議決が必要ですよと。それは当然皆様の、職員の方々もその認識はあったと思うんですね。本会議場での浅井部長の答弁では、事務処理上の瑕疵があったと。市長のほうからは、消耗品と財産の考

え方の違いがあった、そういったような御答弁がありました。それが全てのことなのかなというふうに、私、理解しているんですけども、もしも違うようであればこの部分が違うですよというふうにお答えいただきたいですし、何か補足があれば説明いただけますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 鵜飼委員のおっしゃるとおりでございまして、私どもの財産の取得という部分で、消耗品であるから、議会の議決に付すべき財産という認識が非常に欠如していたという、そこに尽きるというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございせんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 議案ごとの、これ、実際の冊数というのは分かるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、新しいもの、議案第67号のほうから申し上げますと、令和6年に購入したものは3,450部でございます。

次に、議案第66号の令和2年の部分については、3,754部でございます。

最も古い平成27年に購入したものでございしますが、これについては、支出証拠書類の文書の保存期限が切れておりまして、文書の確認ができなかったんですけども、決算審査の資料のほうから金額のほうだけは確認できておる状況で、したがって、購入部数のほうはちょっと分からないという状況でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございせんか。

清水委員。

○清水義昭委員 追認ということではなくて財産の買入れというようなことをちょっと争点として質疑をさせていただきますけども、まず、契約の方法が随意契約、3つともなっているんですけども、これ、なぜ随意契約でしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 教師用の教科書や指導書については、特約供給所というものが各県に指定されておりまして、その特約供給所から指定された取次供給所というところ

ころがあります。その取次供給所からしかその購入はできないことになっておりまして、取次供給所にはこの学校に販売できますよということまで指定されているというところですので、したがって、随意契約、この店からこの学校の分を買わなければならないということが決まっておるので、随意契約という形になります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ということは、これ、それぞれの議案、65、66、67、それぞれで1校ずつが多分省かれていると思うんですけども、その1校省かれているところは別のところ、また指定されたところで買いなさいという、そういう理解でよかったですでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、平成27年から令和2年に、金額、1.5倍になっているんですが、その理由ってどういうことですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 以前は紙ベースのものが比較的多かったというところがございます。それが、年を経るに従って、GIGAスクール構想の部分もありまして、デジタル教材というのも徐々に増えてきたということ及び物価高ということもございます。そうした中で、1部当たりの単価というのもございますので、そういった傾向から金額が徐々に上がってきているというところがございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 先ほど冊数を聞きましたけども、この冊数の中には予備分とかも入っての購入冊数なんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 教員の人数ですとか、そういったものも年度によって変

わってくる部分もありますので、一定程度の予備分は含んでおります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 ちょっと確認、そもそもの確認なんですけども、弥富市で出て報道されて、こういう調査したということなんですけども、これというのは、一齐に、今、全国で起こっているようなことなんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 最近でも東郷町のほうからそういったメディア報道がされております。ですので、こういった事案というのは、関東であったり、愛知県でも多々こういった事例は発生しているというふうに認識しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これが補正予算で、去年の12月、第9号で出てきたんですけど、そのときを見ると消耗品費4,800万となっているんですけど、実際は3,300ぐらいじゃないですか。この差額って何か、ほか、あるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 補正予算ですので、そこまで、その段階、補正予算を上程する段階では、何冊を購入するとか、どこまでのものを購入するというのは、そこまできっちり明確に定まっていない部分がございました。さらに、単価の部分も、決定というところまでは至っておりませんでした。そういったところで、冊数、部数を、必要部数の精査をした結果、今回の契約金額に至っておるというところでございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 先ほど本会議場で、ちょっと最後は尻切れとんぼになったかと思うんですけども、最終的な契約権者、契約者はどなたになっておりますでしょうか、契約した、判こを押した人。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 契約者というのは契約を福島屋としているところということで。

（決裁権者の声あり）

○教育部長（浅井俊一君） 決裁権者のほうについては、一応金額的な規定によりますと部長決裁になっております。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今回、教師用教科書というものだったんですけど、こういう、例えば給食用のパンとか、まとまったもの、そういったもので2,000万以上のものだと動産になるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） ここでいう、法律及び条例でいう財産というのは、不動産以外のもの、動産が該当しますので、その動産に該当すればこの条例に該当する、議決に付すべき財産に該当するというふうに認識しております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 決裁のことで聞きたいんですけども、これ、契約をするときの決裁権者は先ほど部長だというような御答弁がありましたけど、その書類というのは、要はその担当が最初に判こを打って行って、課長が打って部長が打って、そこで止まって、どこか、例えば財政だとか、そういうところにその書類が回ってくるということはないということですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 財政課の合議も経ることになっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 聞くべきなのかな。分かん。財政のほうは、当然ですけど、2,000万円以上の動産を購入したときは議会の議決が必要だということは認識されていたということではよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 条例上というか、ルール上そういった必要があるということは認識しておりましたけれども、今の執行の書類が回る段階では、その契約自体が正しいかどうかというところを重点的に見ておりますので、それをまた議会に上げるべきかどうかというのは、現在は所管課のほうでやっていただく形になっておりますので、ちょっとそこは判断できなかったと。

先ほど再発防止ということで、浅井部長が本会議場で答弁しましたけれども、加えて申し上げますと、財務会計システムの更新が控えておりますので、次はもうシステムの中でそういったことが出るようにやっていこうというのも1つ考えておりますので、こういったことがないように取り組んでまいります。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 市長に聞きたいんですけど。市長に聞きたいんですけど。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 質問の内容がもし分かれば、今。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 今、市長の出席要求がありましたけれども、それに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。

市長の出席を求めます。

市長が出席するまで暫時休憩といたします。

午後零時 8 分 休憩

午後零時 11 分再開

○建設文教委員長（服部龍一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 市長のほうにお聞きしたいんですが、最終的に部長が最終決裁をしたというような話なんですけど、市長は決裁しない、どんな金額でとか、あるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 今回の議案についてどうこうではないんですけども、本来的に私が決裁すべき案件であったとしても、今回の案件はそもそもが、現場職員から途中まで上がってきたのが、消耗品だという認識の下、上がってきている状態になっていますから、当然ながらそれについては自分が決裁することはないです。最初から契約金額が一定金額であれば、そもそも今回の決裁よりも上位のところに回ってくる、一定の金額、どこの金額か、ちょっと私、今現在はお答えできませんけども、一定の金額以上は最終決裁者が自分になる場合があるのは確かです。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 この契約書は、市長の金額確認とかあるんですか、印鑑であるとか、そういう金額確認、決裁。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 分かりますか。

○こңどうのぶお委員 契約書。ない。

（同じです。先ほどの答えと同じになります。以上、終わりますの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 再発防止、どういった形でやるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） これからも考えていきますけれども、現段階で考えているのは、先ほど私が申し上げました、まずはシステム側で一定のアラートを出す、2,000万以上の消耗品等を含めて、そういった執行が回れば、これは議決案件だということが分かるようなアラートを出すような仕組みを考えていきたいと思います。

それから、これも本会議場での浅井部長の答弁と重なるんですけども、様式のほうにそういった可否をチェックする項目を考えています。

それから、職員のほうにこういった認識が少し薄いということもありますので、やっぱり職員がそういった認識を持っていれば、どこかで誰かが気がつくということがあります。ですので、その様式の工夫の1つなんですけれども、その中に条例の文章を引っ張ってきて、注意事項ということで、1億5,000万以上の工事とか2,000万以上の動産、不動産の取得ということはこのチェック項目をチェックする必要があるよということで周知してい

たいと思います。

それ以外にも、これから他市の例も参考に、考え得る対策をやっていきたいと思います。
終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 市長にお聞きします。先ほどの本会議の質疑で、市民の反応を見て責任を考えるといいましたが、どのように見るのか、いつどのようにどうやって見るのか教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） いろんな形で、市長への手紙とかEメールとか、そもそもがいろんなところに、私は現場にお伺いするものですから、そういったところでお叱りを受けることはいろんな形であります。今回の案件については、もう報道されておりますけども、それについて市民の皆様からの反応はないんですが、今後どういう反応があるか分かりませんので、それを見極めた上で判断してまいりたいと思います。

私たちは、基本的には市民の皆様のために仕事をする、そういう組織であるし集団でありますし、私自身の仕事もそうだというふうに考えております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今回ほかでもあったんですけど、例えば山口市では、市長、副市長、教育長の給料減給10分の1、1か月、小平市では、市長、副市長及び教育長の給料を1か月、条例で定める給料の月額、100分の90を乗じた額とする条例議案も出しております。このようなことは考えないのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 繰り返しになりますが、同じ答えです。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 分かりやすい議案第67号で答弁していただきたいんですけど、これ、福島屋さん以外から購入しているところもあるわけですね。そこは当然2,000万円以下

だもんでのせる必要がないということですね。今回、例えば分割発注、この3,450冊を分割発注した場合は2,000万を切ってくると思うんですけども、そういう発注の方法をすれば、そういう考えはどうなんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 実際にそのような発注をしている例もあるというふうにはお見受けしていますが、今のところまだ、将来的な部分についてはこれからまた考えていきますので、現時点ではちょっとお答えができません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ちょっと誰に聞いていいのかわからないんですけども、職員になられた方々、要はその決裁をしていかれる方々というのは、地方自治法、法律だとか、豊明市の条例だとか、県の条例もあると思うんですけども、その辺りの教育というのはされているのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 職員研修の中でやっております。

それから、財務の執行は、都度、事務の研修ということで、財政課が講師になって、そういう研修も行っております。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 以前、職員の方が勤務中の喫煙で処分されました。市長は報道でコメントただけで処分したとの認識なののでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 議案関係ない質疑は。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 お伺いしますけども、仮の話をして申し訳ないんですけども、この追認の契約、買入れの議案が仮に否決となった場合はどんなような事務処理になるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 基本的に何かが起こることではないかと思っています。というのは、今、既にもうここまで進んできてしまっていることを、では全て無効なのかというところの判断というのが、現時点ではしっかりはされないことにはなりますので、今ここまで進んできているところについて、今、追認をお願いをしているという形になっています。過去に、判例とかをちょっと調べてみますと、同様な事情について、例えば、それについて市民のほうから、無効な契約に対する損害賠償請求みたいなものが出たような場合もあるようなんですが、そういった意味でいくと、追認をするということで、その瑕疵については治癒されるというような認識になっているという判例があるということは存じ上げています。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ちょっと意味が分からなかった。これ、だから、65、66、67、全部否決になったとして、どんなような事務処理が発生するのかということをお伺いしているんですけど。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 契約自体は、今、契約としてできている形、もう既に契約という形が通っていますので、その真偽についてというような、例えば法廷でそういうような話になればそういったところの議論になりますけど、今は契約として、今、両者の契約は契約として、民法上は契約としてはもう成り立っておりますので、特にこの時点で何かということにはならないのではというような認識であります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 少し補足させていただきます。

ですから、この場合、御理解いただけなかった場合については、じゃ、具体的に何がということに関しては、今、思い浮かぶものとしては、具体的な事務というのはちょっと詳しく調べてみないと分からないんですけども、浅井部長が申し上げたとおり、民法上は、いわゆる成立するものですから、それに関しては特に具体的な事務処理はないのかなと。

ただし、こちらに関してやはり、行政上の手続でやらねばならないというものについてやってなかったわけですので、これについてやはり、いろんな意見としては、議会の議決を経ていないから無効なんじゃないかとかって、そういった、いわゆる論外の話、余分な、そういった、本来起これらなくてもいいような、そういった疑念が生じてくるものですから、ですから、ここはやはり、本来、議会でお認めいただくべきだったものを、今、改めてお認めいただくことによって、行政上の手続の不備をここで修正いただくと、そういう意味があるということで、ここで行政上の手続の不備を修正いただくことによってそういった無用な論争を避ける効果があるということで、ですから追認という制度があるというふうに理解しておりますので、そういった点で御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 具体的な手続的には、もし否決された場合には再議請求をする形になると思います。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 議案65号、66号、67号、一括議案、財産の買入れについて（追認）ですが、反対とします。

予定価格2,000万を超える動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、事前の議会の議決に付すことになっています。今までの議会軽視には、目に余るものがあります。最近では、二村台小学校の外壁工事、約868万の増額であります。部長の答弁では、失念をしました、今後、業者側と市側でダブルチェックを進める、徹底して再発防止に取り組むと発言しております。処分の関係ですが、どの程度の処分が適切か検討しておりますとの答弁ですが、処分はされたのでしょうか。

今回、先ほども言いましたが、他市でも処分を出しております。今回、最高責任者の市長が身を切る処分を自分で考えていただきたい。その上、市長の答弁からは何も、反省も感じられません。

地方自治に詳しい名城大学の昇先生は、基本的に全ての予算は議会の目を通すという法

律の趣旨が徹底されるべきだと話しております。

議会からは附帯決議が出されるということですが、市長からは何度も議会軽視されて、このような追認を附帯決議で全会一致で済ますわけにはいきません。また、監査委員も議会からも出ているので、今後はそういったこともしっかりチェックすべきと申し上げておきます。

以上のことから、これまでの行為はまさしく二元代表制の議会の在り方を軽視してきた結果としか思えませんので、この財産の買入れ追認議案に反対します。

以上。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議案第65号、66号、67号、追認議案ですけれども、いずれも賛成をいたします。

これ、追認議案って初めて審査したんですけれども、どんなものかなと思ってお聞きはしていたんですけれども、実際この財産の買入れについて、契約というか、その案件について、特に瑕疵がない、要は、質疑はさせていただきましたけれども、決められたところで買って単価のほうも決まっているというようなことで、特段この議案に反対する理由がまず見当たらないというのが賛成する理由の大きな1つです。

質疑の中で、民法上はその契約がされていて既に物品と金銭の受渡しも済んでいるということで合法ということなんですけれども、片や地方自治法のほうに目を移すと、そこから下りてきて条例ができていて、その契約案件のほうが違法な状態になっているというようなことではあります。

なので、市長も謝罪をしていただいたこともありますし、賛成はしますけれども、起こってしまったことではありますので、やっぱり議会からも一言申し添えないといけないかなというふうに思っていますということを言い残して賛成の討論にします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第65号、66号、67号 財産の買入れについて（追認）について、賛成の立場で討論いたします。

今、先ほど清水委員のお話と、僕もほぼ同意なんですけれども、契約上の瑕疵はありませんでしたよ、事務処理上の瑕疵があったということで、ここまで当然、前回と同様に、ルーチンで4年に1回こういうふうやってきた、そういったところも原因ではあるのかなと思いますので、次回以降、そういったチェック機能とか、体制自体変えるということでは

すので、今後はないようにお願いしたいということと、あと、66号に関しましては、私含めてですけど、当時の議会、当然、決算、認定しているわけなので、議会としても見落としていた部分もあると思いますので、私は、ごめんなさい、そういうふうに思っています。

なので、そういった面では議会のほうももう一度ちょっと襟を正して臨まないといけないうちという機会になりました。

以上の理由で討論を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第65号について採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第65号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号について採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。議案第66号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号について採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第67号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

（委員長の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 ただいまの議案第65号から議案第67号までの3議案につきまして、附帯決議を提出したいので、お取り計らいをお願いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ただいまの議案第65号から67号までの3議案について、附帯決議を提出したいので、お取り計らいということをお願いされました。

ただいま、附帯決議案の提出の発言がありましたので、文書にて提出願うため、暫時休憩といたします。

午後零時 28 分休憩

午後零時 34 分再開

○建設文教委員長（服部龍一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 休憩中に鵜飼委員より、お手元に配付しておりますとおり附帯決議案が提出されましたので、提出者より、趣旨について簡潔に説明をお願いします。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 お時間いただきありがとうございます。

では、附帯決議案の読み上げをもって趣旨説明とさせていただきますと思います。

議案第65号 財産の買入れについて（追認）、議案第66号 財産の買入れについて（追認）及び議案第67号財産の買入れについて（追認）に対する附帯決議案の提出について。

上記の附帯決議案を別添のとおり提出します。

令和6年9月6日。

建設文教委員会委員長、服部龍一殿。

建設文教委員会委員、鵜飼貞雄。

本文を読み上げさせていただきます。

冒頭のところは割愛させていただきます。

地方自治法及び豊明市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づく重要な契約に関する議会の議決については、長が有する契約締結権を行使する前提条件であるとされている。

したがって、今回提出された議会に対して追認を求める契約締結については、議会の重要な権限である「議決権」をないがしろにしたものであり、違法な契約であると言わざるを得ない。

コンプライアンス、法令遵守が強く求められているなか、起こるはずのない事案が判明

したことに關して、理事者に対し猛省を促すものである。

本市議会としては、法令上瑕疵ある契約となっている事態は看過できず、苦渋の判断としてこれらを認めざるを得ないが、二度とこのようなことを起こさないために、本市の契約事務のチェック体制の総点検を早急に行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 趣旨説明は終わりました。

これより、附帯決議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で附帯決議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

清水委員。

○清水義昭委員 この附帯決議案に賛成します。先ほどの追認の議案の中でも討論させていただきましたけれども、自治法上というか、条例上は瑕疵のある状態になっていたというようにありますので、やはり議会のほうから一言申し添えておかなければならぬというふうな考えがあります。今後の事務執行についてチェック体制を総点検していただいて、先ほど御答弁もありましたけれども、システムでチェックできるようにとか、いろんな方法を使ってやっていただいて、今後、豊明市で追認議案が二度と出ないようなことを申し添えて賛成します。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第65号から議案第67号に附帯決議を付することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、全会一致により、議案第65号から議案第67号に附帯決議を付することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後零時 3 9 分閉会